

メニュー定義書 [ソーラー割]

2020 年 2 月 17 日実施

TEPCOライフサービス株式会社

1 適用条件

このメニュー定義書[ソーラー割]（以下「本定義書」といいます。）は、電気需給約款およびメニュー定義書[ゼロからでんき]（以下「電気需給約款等」といいます。）の適用を受け、電灯または小型機器を使用され、当社の「ゼロからソーラー」サービスを利用し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、電気需給約款等に定めのある事項について、本定義書に定めがある場合は、本定義書が優先して適用されるものいたします。また、本定義書において別途定義されている用語を除き、この本定義書で用いられる用語は、電気需給約款等で用いられている用語と同一の意義を有するものいたします。

2 供給条件の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃その他の事由により、この本定義書を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ、本定義書を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ当該変更を実施する旨および当該変更後の本定義書の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、当該効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、当該変更後の本定義書によります。
- (2) 本定義書の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、需給契約の申込みをもって承諾していただいたものいたします。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記にかかわらず、本定義書の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

3 ソーラー割

(1) 割引対象電力量の算定

割引対象電力量は、毎日1時から6時までに計量された、30分ごとの使用電力量を合計した値といたします。

(2) 割引額

割引額は、その1月の割引対象電力量に対し、メニュー定義書〔ゼロからでんき〕4(5)イに定める電力量料金単価および10%の割引率を適用いたします。

(3) 端数処理

割引額の単位は、1銭とし、その端数は切り捨てます。

4 料金の支払方法

料金については、電気需給約款18によらず、「ゼロからソーラー」のリース料金と合わせてお支払いいただきます。

5 その他

その他の事項については、電気需給約款等に定めるところによるものといたします。

6 本定義書の実施期日

本定義書は、2020年2月17日から実施いたします。